電気事業法に基づく経済産業省からの業務改善命令について

当社は、2023年3月30日、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会から電気事業 法に基づく報告徴収を受領し、これを受け、4月12日、同委員会に対して、公正取引 委員会からの独占禁止法に基づく命令に係る事実関係や再発防止等について報告して おりました。

(2023年3月30日、4月12日お知らせ済み)

当社は、本日、経済産業省から、過去、関西電力株式会社との間で小売電気事業上の情報等に関するやり取りが行われていたことに関し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるものとして、電気事業法に基づく業務改善命令を受けました。

お客さまをはじめ関係者の皆さまに、多大なご心配とご迷惑をおかけしております ことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましても、二度と法令上の疑義を招くようなことがないよう、2023年4月27日に公表した独占禁止法を含む法令等遵守のための取組み(同日お知らせ済み)を着実に実施しているところですが、この度の命令を厳粛に受け止め、これまで進めてきた取組みに加え、今後、監督官庁のご指導もいただきながら、取組みの一層の強化を図ってまいります。

以上